会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十一月二日

会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中「内閣府地方創生推進事務局」の下に「、防災庁」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和２２年会計検査院規則第３号）（抄）

（下線部分が改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>第八条　各局に、別表課及び上席調査官の欄に掲げる課を置く。
第九条　各局に置かれる課及び上席調査官の事務分掌は、それぞれ別表事務分掌事項欄に定めるところによる。
別表（第八条、第九条関係）
<table><tr><th>局</th><th>課及び上席調査官</th><th>事務分掌事項</th></tr><tr><td rowspan="3">第一局</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>総務検査課</td><td>内閣府地方創生推進事務局、防災庁、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理、福島国際研究教育機構並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務
検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第八条　（同左）
第九条　（同左）
別表（第八条、第九条関係）
<table><tr><th>局</th><th>課及び上席調査官</th><th>事務分掌事項</th></tr><tr><td rowspan="3">第一局</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr><tr><td>総務検査課</td><td>内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理、福島国際研究教育機構並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務
検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務</td></tr><tr><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr></table></td></tr>
</table>

（略）	（略）	（略）

（同左）	（同左）	（同左）